

## 公布された規則のあらまし

### ◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 静岡県富士山世界遺産センター開設準備事務所を廃止し、静岡県富士山世界遺産センターを新設することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（目次、第12条、第19条の3、第71条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

#### 2 施行期日

この規則は、平成29年12月1日から施行することとしました。